

労保連あいち

第 2 6 号

2018年8月

(一社) 全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL (052) 561-5038 FAX (052) 563-0343

<http://www.aihoren.server-shared.com/> E-mail: aichi.23@abeam.ocn.ne.jp



小牧平成夏祭り (愛知県観光協会)

目 次

- 第14回通常総代会が開催されました・・・・・・・・・・ 2
- 総代会・懇親会・全保連通常総会・・・・・・・・・・ 4
- 今年度の年度更新を終えて・・・・・・・・・・ 5
- 平成30年度労働保険加入促進業務について・・・・・・・・ 6
- 労保連労働災害保険研修会のお知らせ・・・・・・・・ 7
- 「労働災害への備えはできていますか?」・・・・・・・・ 8

(一社) 全国労働保険事務組合連合会愛知支部

第14回通常総代会開催される

第14回通常総代会が5月30日水曜日、午後3時より安保ホール3階301号室において盛大に開催されました。

代議員総数45名中、36名（委任状含む）が出席、来賓として愛知労働局の小塚雅之労働保険適用・事務組合課長、始め7名の方々のご臨席をいただきました。

通常総代会は、南部勝副会長の司会により

五藤副会長の開会のことばで始まり、竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、「本連合会が、愛知労働局始め関係機関との連携のもと、加入事務組合を通して、労働保険適正加入促進事業や総コン事業など、組合員にとって必要な事業に積極



的に取り組んできていること、また、会員皆様のご協力により、平成29年度事業も確実な実績をあげることができたこと、また引き続き本連合会の本来の役割である労働保険事務組合の運営に係る指導・育成に努めるとともに、総合コンピュータシステムの利用促進にも力を注いでまいりたいので、一層のご支援ご協力をお願いしたい。」旨、あいさつしました。

ついで出席者の中から、あおみ労務協会 会長 中島修氏が議長に選任され、中島議長は就任あいさつの後、議事録署名人に愛知玩具卸商業（協）の柴田純行氏及び春日井民主商工会の星野雅美氏を選任し書記に事務局職員を指名後、議事に入りました。

ここで議長により議事運営に資するために全保連でも導入している副議長を設置する旨の申し出があり、議場より「議長一任」の声があつて名北労働基準協会の若井大志代議員、愛知工業ミシン商業（協）の鬼頭邦夫代議員を選出しました。

ついで議長から議事に関する申し出があり、議事運営ルールについて及び審議時間の制限、議案提出方法、質疑打ち切り権限、動議の取扱いについて等を説明し、出席代議員の承認を得て議事に入りました。

第1号議案 支部会則の一部改正（案）について

第2号議案 平成29年度事業報告並びに収支決算並びに創立40周年事業収支決算の承認について

第3号議案 平成30年度事業計画並びに収支予算の決定について

以上の議案が提出され、いずれも事務局が議案内容について重点的説明を行

いました。

第1号議案は事務局の説明が終了し、議長は会場に質疑を促し、挙手を求めるが質疑が無いようなのでここで採決を取ると宣言し第1号議案について賛成の方の拍手を求めた。拍手多数、他に書面表決者の賛成25名があった旨告げ、議長は賛成多数と認め、第1号議案は承認可決された。

第2号議案について事務局説明の後、中部労基会の小島招啓監事が監査結果の報告があった。

議長は第1号議案と同じく議場に質疑を問うが、意見質疑ともなく、第2号議案にご賛同いただける方の拍手をお願いし、書面評決による賛成26名と合わせ、議場の拍手の数も多数と認め、第2号議案が承認可決された。

議長はここで人事案件による理事会の開催がある旨宣言し、暫時休会に入る。

休会の後、議長は開会を宣言し理事会で決定された新役員の発表を事務局にさせる。

大西事務局長は任期途中ながら理事の補充選任が1名ある旨報告し、高浜市商工会の石原順二理事より石川伸理事への変更及び代議員の補充選任として北名古屋市商工会の杉野祐敬代議員より法月章代議員へまた新城市商工会の本多克弘代議員より権田知宏代議員へ並びに一色町商工会の都築勇一代議員から池田吉平代議員への変更が報告された。議長は補充選任の件を議場に諮り拍手多数により承認可決された。

第3号議案 平成30年度事業計画並びに収支予算の決定について

議長は、事務局に説明を求め、大西事務局長が総代会資料に基づき平成30年度事業計画並びに収支予算の決定について説明する。

議長は第2号議案と同じく議場に質疑を問うが、意見質疑ともなく、第3号議案にご賛同いただける方の拍手をお願いし、書面評決による賛成26名と合わせ、議場の拍手の数も多数と認め、第3号議案が承認可決された。

これをもって議事の終了を宣し、議長は退席する。

司会者は議長に謝意を表した後、来賓に挨拶を求め、愛知労働局総務部、労働保険適用・事務組合課小塚雅之課長が祝辞を述べた。引き続いて司会者は臨席した来賓各位を紹介するとともに、全国労働保険事務組合連合会会長他からの祝電を披露した。

最後に閉会のことばを浅岡哲也副会長が述べ、本日の第14回通常総代会の閉会を宣した。

総代会・懇親会



中島修 議長



愛知労働局 事務組合課 小塚課長



愛知県社会保険労務士会会長 大滝春義



懇親会風景 歓談中です

平成30年度一般社団法人全国労働保険事務組合連合会・通常総会

と き 平成30年6月25日(月) 東京・ホテルグランドパレス

表彰式 13:00～13:40

総 会 14:00～16:30

懇親会 16:40～

当日出席者(本会) 竹内一房、南部勝、(敬称略・順不同)

今年度の年度更新を終えて

❖修正作業の見直しを検討します❖

今年度の賃金データ締切り後に複数の組合さんから「労働局へ減額訂正報告を提出してあるが、総コンの方へも連絡しなければいけなかったのか？」といった主旨の電話を頂きました。

労働局が把握している申告済概算保険料額と総コンに登録されている保険料額を照合し一致させる作業については、チェックリスト（委託事業主名簿）を送付する際に具体的にチェックのポイントを挙げて説明し、修正は委託事業場マスターで行うよう促しておりますし、同様の説明は年更説明会やこの時期の広報でも毎年必ず行っています。しかしながら、おそらく新人ではないと思われる担当者の方から上記の内容のようなお電話を頂くと、このことがなかなか浸透していないということを実感します。

帳票発行後の修正処理でも、申告済概算保険料額の相違によるものがかなりの割合を占めます。誤った申告書類は保険料の相違に直結し、結果的に事業主様にご迷惑をお掛けすることになるので、労保連では限られた時間を見計らって極力修正に応じてきました。ただ、容易に修正に応じてきたためにかえって申告済不一致のまま年更作業に入ることの大変さを事務組合担当者ご自身あまり認識していないのかもしれません。

ここ最近、帳票発行後の修正依頼が年々増加傾向にあり、それに伴って電算会社へ支払う修正作業料も増加しています。修正作業料は総コン利用事務組合全体から支払われた電算手数料の中で賄っています。この勢いで修正依頼が増え続けると、さらなる電算手数料の値上げに繋がる恐れもあります。

値上げを抑制するためにも、修正作業の見直しを検討しなくてはならないと考えています。修正依頼をした組合に別途個別で請求をするのか、あるいは修正に応じる項目を限定的にするのか、様々な課題を考慮しなければいけないため現段階では何も決まっていません。ただ、再三年更時までには申告済概算保険料額を照合するよう説明し続けても看過され、帳票発行後に費用をかけてフォローするという状況は好ましいとは言えません。

まずは、この点を優先的に見直しを図りたいと考えています。

平成30年度労働保険加入促進業務について

今年度は委託契約が3年間となります。申請は単年度ごととなりますので、以下の点にご注意いただき、本年度も加入勧奨活動及び申請をお願い致します。

加入勧奨推進員証有効期限

有効期限は平成33年3月31日までとなっております。今回の契約は3年間と長くなっておりますので必ず配布したホルダーに推進員証を入れて保管して下さい。誤って破棄、あるいは紛失されると再発行には別途届が必要ですのでご注意ください。

特に紛失に関しては警察へ遺失届が必要となります。紛失届は手引 P37 にあります。

申請対象期間 年度単位の受付となります。

- ・調査説明費申請対象：平成30年4月2日～平成31年3月31日までの訪問分
- ・成功報酬費申請対象：平成30年4月2日～平成31年3月31日の間の新規成立分
(受理印の日付で判断)

※契約日が4月2日のため、4月2日から対象となります。

～特別加入の手続きをすると成功報酬費が申請できるようになりました～

労災保険の新規成立と同時に特別加入の手続きした場合のみ成功報酬費の申請対象となります。特別加入申請書(中小事業主等)のコピーを添付して下さい。

特別加入の新規手続1件につき1000円(税抜)の成功報酬費が申請出来るようになりました。それに伴い様式第5号調査説明費・成功報酬費支給申請書の書式も変わりましたので下記の点にご注意いただき申請をお願い致します。

合 計 (①+②+③+④+⑤)		小 計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	⑥	円
(別添「保険関係成立届」(写)及び「雇用保険適用事業所設置届事業主届」(写)(雇用保険手続の場合)のとおり)		消 費 税 (⑥×消費税率(%))	⑦	円
		合 計 (⑥+⑦)	⑧	円
特 別 加 入 手 続 件 数		申 請 金 額		
中小事業主等の特別加入手続を行った件数	件	× 1,000 円 = (消費税別)	⑨	円
(別添「特別加入申請書(中小事業主等)」(写)のとおり)		消 費 税 (⑨×消費税率(%))	⑩	円
		合 計 (⑨+⑩)	⑪	円
成功報酬費支給申請金額総計		総 計 (⑧+⑪)	又とワの合計を記入して下さい	

◆成功報酬費支給申請金額総計欄は「通常の成功報酬費」＋「特別加入に係る申請金額」の計です。全支給金額ではありませんのでご注意ください。

- ・現在加入促進業務を実施されていなくてご興味のある事務組合はお問合せ下さい。
- ・代表者が変更になった事務組合は速やかにお申し出下さい。変更届を送付します。

労保連労働災害保険研修会のお知らせです

労保連労働災害保険の取扱いメリットをお知らせします、事務組合の**財源獲得**成功事例を聞きますか？



「政府労災保険」の上乗せ補償制度です

保険料の16%が手数料収入となります！

手続は簡単です

事業場のため、そして従業員の為、安心を！！

と き 平成30年9月13日（木）

午後2時半より4時終了予定

ところ 愛知労保連 会議室

名古屋市中村区名駅3-22-8大東海ビル7階703号

ユニモール12番出口 TEL 052-561-5038

講 師 大和総合労務事務所 所長

特定社会保険労務士 加藤武志 氏

（当支部顧問であり、この上乗せ労災保険の取扱事務組合です）

参加申込書

事務組合名	
出席者氏名	

FAX 052-563-0343

（一社）全国労働保険事務組合連合会・愛知支部

全国労保連 労働災害保険

手続き
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の
割引制度も
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会